

## 答 申

### 第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）は、異議申立ての対象となった公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）において開示しないこととした部分のうち、別紙2に掲げるものについては、開示することが適当である。

### 第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成26年11月28日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「社会福祉法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（〇〇市〇〇〇〇〇）が提出した「平成26年度社会福祉法人・施設指導監査資料一式」（以下「監査資料一式」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、監査資料一式を特定した上で、そのうちの一部に、条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当する非開示情報が含まれていることから当該情報を非開示とする本件処分を行い、平成26年12月2日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成27年1月13日付けで、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成27年1月29日、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る異議申立てについて諮問した。

### 第3 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨  
異議申立ての趣旨は、「全部開示せよ。」との決定を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由  
異議申立人が、異議申立書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。
  - (1) 非開示情報について  
条例により、開示されなければならない文書である。なぜなら、第7条第2号ロに該当し、かつ、同条第3号イ・ロ・ハのすべてに該当する。つまりは、担当部署

である健康福祉課は、申立人が、本件を申立てている事情（施設長〇〇〇〇らによる給与不正・横領疑惑隠蔽目的によるパワハラから、前事務課長である申立人の人権・健康・生活等及び公益を守ることを）をすべて把握している事実からも、第9条により、何ら全部開示することに、支障はないというより、全部開示しない正当な理由は存しない。

## （2）就業規則について

添付資料である「就業規則」等も、一切開示されていないが、本件前監査において、当事者である会社は、規則類を見直す旨を報告している事実から、本件にて添付されていないことはあり得ない。また、万一添付漏れがあったとしても、健康福祉課が提出を促していないことは考えられない。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

### 1 非開示情報について

平成16（行ウ）2、公文書不開示処分取消請求事件における福島地方裁判所の判決においても示されているとおり、条例第7条第2号ただし書きの口の規定は、一個人である開示請求者の生命、健康、財産等を保護することを目的としたものではなく、同号の本文の規定により原則として非開示とされる個人情報のうち、広く県民全般の生命、健康、生活又は財産を保護するために有益な情報について、公開により県民等が受ける利益と当該個人が受ける不利益とを比較衡量した上で、前者が後者を上回る場合に、例外的に開示を認めた規定と解するのが相当であるため、異議申立人の主張する事情は、条例第7条第2号ただし書きの口の規定には当たらない。そして、このことは、条例第7条第3号ただし書きのイ及びロの規定の適用に当たっても、同様と考える。

また、条例第7条第3号ただし書きのハの規定によると、原則非開示とされている法人等の情報であっても、公にすることが公益上必要であると認められるものについては、例外的に非開示情報から除くこととされている。

しかしながら、この取扱いはあくまで例外的な取扱いである以上、その適用に当たっては、客観的な事実や、客観的とまでは認められないものの相当程度確実であるという事情に基づいて、本来守られるべき法人等の情報が開示されることによる不利益と、開示されることによる公益を慎重に比較して、適正に判断しなければならないものである。

本件についていえば、社会福祉法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇及び同法人が経営する社会福祉施設（障害者支援施設〇〇〇を除く。）の指導監督権限を有する〇〇県民局は、異議申立人から、施設運営等に関する同人自身の主張を聞き及んでいるが、その主張のみをもって、条例第7条第3号ただし書きのハの規定による例外的な取扱いを行うことにはならないと考える。そして、このことは、条例第9条の適用に当たっても、同様と考える。

## 2 就業規則について

施設指導監査資料は、指導監査担当課が指導監査の実施に先立って施設から提出を受けるものであるが、当該資料の最終頁において、参考資料として、前回監査資料提出後に改正していない場合を除いては就業規則等を添付するよう求めている。本件就業規則は、事前の提出がなかったことから、平成26年12月9日の監査当日に確認しており、本件開示請求のあった平成26年11月28日時点では、実施機関において公文書として保存していなかったのは、事実である。

なお、施設指導監査資料（参考資料を含む。）は、指導監査担当課が指導監査を限られた時間内で効率的に行うために、あらかじめ提出を求めているものであるが、記載が不十分である点や添付されていない資料については、指導監査当日に現地で確認する場合は通例である。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、監査資料一式である。

### 2 本件対象公文書に係る条例上の非開示条項について

#### (1) 条例第7条第2号（個人情報）の規定について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報とすることを定めている。ただし、次に掲げる情報は、非開示情報から除くと定めている。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに土地開発公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が独立行政法人等の職員、公安委員会規則で定める職にある警察職員、地方独

立行政法人の職員及び土地開発公社の職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 条例第7条第3号(事業活動情報)の規定について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。」を非開示情報とすることを定めている。ただし、次に掲げる情報は、非開示情報から除くと定めている。

イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であつて、公にすることが公益上必要であると認められるもの

(3) 条例第7条第4号(公共の安全等に関する情報)の規定について

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示とすることを定めている。

(4) 条例第9条(公益上の理由による裁量的開示)の規定について

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報(第7条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定しており、対象公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、非開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により開示することができることを定めたものである。

3 非開示条項該当性の具体的検討及び本件対象公文書の存否について

実施機関が非開示とした情報が、上記2で示した、条例で定める非開示情報に該当するか否か及び本件対象公文書の添付書類の存否について具体的に検討する。

(1) 条例第7条第2号(個人情報)該当性について

本件対象公文書のうち、「所属長に係る職種、同職名、同氏名以外の、職員・入所者を含む個人の情報」として非開示とされているのは、別紙1の①担当者名、②借地の所有者名、③④職員の氏名・給与等、⑤職員名、⑥出席者氏名、⑦交流の相手方及び内容、⑨医師名・医療機関名・手当、⑬証書等保管責任者氏名及び印鑑保

管責任者氏名、⑰防火管理者氏名及び⑱実施者名である。このうち、⑦のうち内容（交流の相手方を除く。）を除き、いずれも条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、また、その内容及び性質から本号ただし書きのいずれにも該当しないと認められる。

なお、⑦のうち、内容（交流の相手方を除く。）については、地域等との交流の内容であり、その内容が個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるような特別なものとは認められないことから、条例第7条第2号に該当するとは認められない。

(2) 条例第7条第3号（事業活動情報）該当性について

本件対象公文書のうち、「施設の取引先及び交流団体の情報」として非開示とされているのは、別紙1の⑧委託先名称及び住所、⑩医療機関名（公営・私営の別）・委託金額（年額）、⑪検査機関欄の名称、⑫検査機関欄の名称、⑬医療機関名及び⑭連絡先名である。このうち、⑩のうち医療機関名（公営・私営の別）、⑪検査機関欄の名称のうち施設の取引先に該当しないもの、⑬医療機関名及び⑭連絡先名を除いたものは、公にされることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであり、条例第7条第3号に該当すると認められ、また、その内容及び性質から本号ただし書きのいずれにも該当しないと認められる。

上記において除いたもののうち、施設の協力医療機関に係るものである⑩医療機関名（公営・私営の別）及び⑬医療機関名については、当該医療機関名が公にされることにより、当該医療機関の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められない。また、⑪検査機関欄の名称のうち施設の取引先に該当しないもの及び地域防災組織との連携に係る⑭連絡先名についても、その性質を鑑みるに、条例第7条第3号に該当するとは認められない。

(3) 条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）該当性について

本件対象公文書のうち「入所者預かり金等の保管場所」として、非開示とされているのは、別紙1の⑲保管場所である。この保管場所については、条例第7条第4号に規定する公共の安全等に関する情報であって、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報に該当すると認められる。

(4) 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の適用の可否について

異議申立人は、施設長らによる給与不正・横領疑惑の隠蔽目的によるパワハラから、申立人の人権・健康・生活等及び公益を守るという申立てている事情を実施機関がすべて把握している事実から、条例第9条の適用による開示を求めているが、上記（1）から（3）までにおいて非開示とされている情報を開示することが異議

申立人の人権・健康・生活等及び公益を守ることに資するとは認められないことから、条例第9条の適用の必要性は認められない。

(5) 本件対象公文書の添付書類の存否について

異議申立人は、本件対象公文書の添付資料である就業規則等が開示されていないことについて、監査を受けた社会福祉法人が、規則類を見直す旨を報告している事実から、就業規則等が添付されていないことはあり得ず、万一添付漏れがあったとしても、実施機関が提出を促していないことは考えられないと主張している。

一方、実施機関は、施設指導監査資料は、指導監査担当課が指導監査を限られた時間内に効率的に行うために、あらかじめ提出を求めているもので、記載不十分である点や添付されていない資料については、指導監査当日に現地で確認する場合は通例であり、また、当該就業規則については、事前の提出がなかったことから、平成26年12月9日の監査当日に現地で確認しており、本件開示請求のあった平成26年11月28日時点では、実施機関において保有していなかったと説明する。

以上の事情から本件対象公文書の添付書類を保有していないという実施機関の説明は、不自然・不合理とは認められない。

4 結論

以上により、実施機関が本件処分において開示しないこととした部分のうち、別紙2に掲げるものについては、開示が適当であるが、その余の決定は妥当であると認められることから「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 1 月 29日	実施機関から諮問を受けた。
平成27年 2 月 6 日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。
平成27年 4 月 15日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成27年 5 月 20日 (審査会第2回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成27年 6 月 19日 (審査会第3回目)	事案の審議を行った。
平成27年 7 月 29日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成27年 8 月 14日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院社会文化科学 研究科教授	
会長職務代理者 桑 島 幹 雄	弁護士	
井 田 千津子	弁護士	
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
釜 瀬 司	社会福祉法人 吉備の里理事長	
武 井 祐 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	

頁	目次	項目	非開示項目	非開示理由
-	-	表紙	①担当者名	岡山県行政情報公開条例第7条第2号該当
2	1. 施設の概況	(2)土地・建物・設備の状況	②借地の所有者名	同条例第7条第2号該当
6-1	4. 職員の給与等の状況	(1)職員の給与等(No.1) (No.2)	③整理番号・職種・職名・専任・兼任の別・本務割合及び兼務業務名・氏名・性別・年齢・資格の有無・資格の名称・左の取得年月・最終学歴及び(卒業年月)・経験年数/現施設経験/就職年月日・勤続年月・他の社会福祉事業経験年月・その他の経験年月・備考(退職年月日及び理由)	同条例第7条第2号該当
6-2	4. 職員の給与等の状況	(1)職員の給与等(No.2)	④整理番号・平成25年度給与の状況/給与総額・左の内期末勤勉手当総額・6月分本俸月額(級号俸)・平成26年6月分給与の状況・本俸月額(級号俸)・特殊業務手当( )%/諸手当・扶養手当・管理職手当・通勤手当・住居手当・超過勤務手当・役職手当・資格手当・夜勤手当・小計・平成26年夏期手当 期末勤勉手当	同条例第7条第2号該当
9	5. 生活相談員・看護職員・介護職員・調理員の勤務状況等	(2)1か月間の勤務割(平成26年6月の実績)	⑤職員名	同条例第7条第2号該当
11-1	7. 施設職員の研修状況(25年度以降)		⑥出席者氏名	同条例第7条第2号該当
19	10. 入所者の処遇状況	(9)地域等との交流状況(25年度)	⑦交流の相手方及び内容	同条例第7条第2号該当
20	11. 給食の実施状況	(1)運営状況	⑧委託先名称及び住所	同条例第7条第3号該当
22-1	12. 医師及び医務室の状況	(2)兼任(嘱託)医師の勤務状況	⑨医師名・医療機関名・手当	同条例第7条第2号該当
23	13. 入所者の医療管理等の状況	(2)協力医療機関の状況(25年度)	⑩医療機関名(公営・私営の別)・委託金額(年額)	同条例第7条第3号該当
24	14. 入所者並びに職員の定期健康診断等の実施状況(25年度)	(2)入所者の定期健康診断	⑪検査機関欄の名称	同条例第7条第3号該当
		(3)職員の定期健康診断	⑫検査機関欄の名称	同条例第7条第3号該当
25	15-1. 入所者預り金の状況	(2)入所者預り金の状況(平成26年6月1日現在)	⑬証書等保管責任者氏名及び印鑑保管責任者氏名	同条例第7条第2号該当
		(3)入所者預り金等の保管場所	⑭保管場所	同条例第7条第4号該当
25	16. 入所者の終末に関する「本人(家族)の思い」への配慮	(1)施設での終末(施設対応)	⑮医療機関名	同条例第7条第3号該当
26	17. 災害事故防止対策	(3)地域防災組織との連携状況	⑯連絡先名	同条例第7条第3号該当
		(5)消防計画及び防火管理者の届出状況	⑰防火管理者氏名	同条例第7条第2号該当
		(9)防災設備の保守点検の状況	⑱実施者名	同条例第7条第2号該当



頁	目次	項目	非開示項目	開示すべき部分
19	10. 入所者の処遇状況	(9) 地域等との交流状況(25年度)	⑦ 交流の相手方及び内容	内容(交流の相手方を除く)
23	13. 入所者の医療管理等の状況	(2) 協力医療機関の状況(25年度)	⑩ 医療機関名(公営・私営の別)・委託金額(年額)	医療機関名(公営・私営の別)
24	14. 入所者並びに職員の定期健康診断等の実施状況(25年度)	(2) 入所者の定期健康診断	⑪ 検査機関欄の名称	検査機関欄の名称のうち取引先に該当しないもの
25	16. 入所者の終末に関する「本人(家族)の思い」への配慮	(1) 施設での終末(施設対応)	⑮ 医療機関名	医療機関名
26	17. 災害事故防止対策	(3) 地域防災組織との連携状況	⑯ 連絡先名	連絡先名